

きたしん年金定期100

令和5年8月1日現在

商品名 (愛 称)	きたしん年金定期100
ご利用いただける お客さま	・当金庫に公的年金（国民年金、厚生年金、船員保険、共済年金）の振込指定をされているお客さま、または振込手续をしているお客さま。
取扱期間	・令和5年4月1日～令和5年7月31日
預入期間	・1年の自動継続（元金継続）
預 入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・100円以上100万円以下 ・1円単位
払戻方法	・満期日以後に一括して払戻します。
利 息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	・固定金利 ・預入時の「スーパー定期」1年ものの店頭表示利率に0.1%上乗せし、自動継続後も上乗せ金利を適用します。ただし、ご利用いただける条件を満たしているお客さまに限りです。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算とします。
税 金	・お利息は利子所得として20.315%（所得税及び復興特別所得税15.315%、地方税5%）が源泉徴収され、源泉分離課税となります（ただし、マル優を利用の場合は除きます）。
手数料	—
付加できる 特約事項	・マル優のお取扱いができます。 適用例 身体障害者手帳の交付を受けておられるお客さま 障害者年金を受給中のお客さま 遺族年金を受給中のお客さまなど ※詳しくは窓口及び担当者にお問い合わせください。
中途解約時 の取扱い	・満期日前に解約する場合は、別表の預入期間に応じた期限前解約利率及び預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともに支払います。
金利情報の 入手方法	・金利は店頭の電子掲示板または窓口へご照会ください。
苦情処理措置・ 紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情は、当金庫営業日に、営業店または本部事務管理部（9時～17時、電話：0120-778-211）にお申し出ください。 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記事務管理部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。 また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。

	なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫事務管理部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。
その他参考となる事項	・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・金利上乘せ期間中は、総合口座の担保とすることはできません。 ・預入限度額、取扱期間が定められています。 ・預金保険機構の付保対象預金です。詳細につきましては、店頭に掲示の「預金に関する重要事項のお知らせ」もしくは「預金保険制度」のポスターを参照願います。

北群馬信用金庫